

斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

令和6年の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて、本町の一般職の職員の給与改定を行うとともに、諸手当の見直しを行い、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 給料月額の変定(第1条関係)

令和6年4月1日に遡及し、初任給をはじめ若年層に重点を置き、給料月額を平均3.0%引き上げる。

(2) 一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数の改定(第1条関係及び第2条関係)

期末手当及び勤勉手当の支給月数を、定年再任用短時間勤務職員以外の一般職の職員はともに0.05月分引き上げ、定年再任用短時間勤務職員はともに0.025月分引き上げる。

(期末手当の支給月数)

	支給月	支給月数		
		現 行	改 定 後	
			令和7年度以降	令和6年度
定年再任用短時間勤務職員以外の職員	6月	1.225月	1.25月	1.225月
	12月	1.225月	1.25月	1.275月
	合 計	2.45月	2.50月	2.50月
定年再任用短時間勤務職員	6月	0.6875月	0.70月	0.6875月
	12月	0.6875月	0.70月	0.7125月
	合 計	1.375月	1.40月	1.40月

(勤勉手当の支給月数)

	支給月	支給月数		
		現 行	改 定 後	
			令和7年度以降	令和6年度
定年再任用短時間勤務職員以外の職員	6月	1.025月	1.05月	1.025月
	12月	1.025月	1.05月	1.075月
	合 計	2.05月	2.10月	2.10月
定年再任用短時間勤務職員	6月	0.4875月	0.50月	0.4875月
	12月	0.4875月	0.50月	0.5125月
	合 計	0.975月	1.00月	1.00月

(3) 昇給の号給数の改定（第2条関係）

昇給区分の決定において、3級から6級までの職員を一つの職員層としていたものを、3級から7級までを一つの職員層とする形に変更されたことから、7級の職員の昇給の号給数の標準を3号級から4号級に改定する。

(4) 扶養手当支給額の見直し（第2条関係）

配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応するとともに、子を有する職員に対する生計費の補填を充実させるため、段階的に、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を13,000円に引き上げる。

(5) 地域手当の支給割合の改定（第2条関係）

級地区分の段階数を削減するとともに、級地区分を設定する地域の単位を市町村単位から都道府県を基本とするよう見直されたことから、地域手当の支給割合について、6%から4%に段階的に改定する。

(6) 通勤手当の引上げ（第2条関係）

通勤手当の支給限度額を、55,000円から150,000円に引き上げる。

(7) 管理職手当の充実（第2条関係）

職責への対価として支給する手当であるという観点から、現行の定率制から定額制へ見直しを行う。

(8) 管理職員特別勤務手当の支給対象の拡大（第2条関係）

勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、平日深夜に係る支給対象時間帯を、現行の午前0時から午前5時までの間から、午後10時から午前5時までの間に拡大する。

(9) 災害派遣手当の新設（第2条関係）

災害応急対策、災害復旧、国民保護のための措置、特定感染症等の対策のため、国又は地方公共団体から派遣された職員で、居所を離れて当町に滞在を要するものに支給する災害派遣手当を新設する。

(10) 再任用職員の手当拡大（第2条関係）

高齢層職員の能力及び経験の活用が進められてきており、人事運用の変化が生じていることから、住居手当を支給する。

(11) 斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第3条関係）

斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、一般職の職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給月数を準用する規定の適用期日に関する規定を改正する。

適用期日：給料表及び期末・勤勉手当の支給月数が改正された日の属する年度の1月1日から

(12) 斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正(第5条関係)

社会経済情勢の変化及び他団体との均衡を踏まえ、必要性及び妥当性を検討し、基準及び金額を改正する。

2. 施行期日等

第1条及び第3条の規定は、公布の日から施行し、第1条及び第3条の規定は令和6年4月1日に遡り適用します。また、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和7年4月1日から施行します。

<参考>

年間支給月数

	定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員	
	現 行	改 定 後	現 行	改 定 後
期末手当	2. 4 5月	2. 5 0月	1. 3 7 5月	1. 4 0月
勤勉手当	2. 0 5月	2. 1 0月	0. 9 7 5月	1. 0 0月
合計	4. 5 0月	4. 6 0月	2. 3 5月	2. 4 0月